dentsu

DENTSU INC. CORPORATE COMMUNICATIONS DIVISION

1-8-1, Higashi-shimbashi,

Minato-ku, Tokyo 105-7001, Japan

http://www.dentsu.co.jp/

平成 21 年 5 月 21 日

株 式 会 社 電 通 代表取締役社長 髙嶋達佳 (東証第1部 コード番号:4324)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 21 年 5 月 21 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 160 回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

変更理由は以下のとおりであります。

- (1)当社の業容の拡大と事業の多角化に対応するため、現行定款第2条(目的)について所要の変更 を行うものであります。
- (2)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する 法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施 行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(株券電子化)されたことに伴い、株券を 発行する旨の当社定款規定は廃止されたものとみなされております。これに伴い、株券の存在を 前提とした規定その他不要となった文言の削除等所要の変更を行うものであります。 また、株券電子化に伴い、上場会社の株券についての株券喪失登録制度は廃止されますが、株券 電子化の翌日から 1 年間は株券喪失登録簿を備置く必要があるため、附則を新設するものであり ます。なお、現行定款の附則第 1 条については端株が消滅したため、同第 2 条については効力発 生日が到来したため、それぞれ削除しております。
- (3)当社は、平成21年1月4日付で普通株式1株を100株とする株式の分割を行うとともに、同日付で定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。これに伴い、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号、以下「整備法」といいます。)第86条により単元未満株式についての権利に関する定めがあるものとみなされておりますので、これを現行定款に反映させるとともに、株主の皆様へ便宜を図るため、単元未満株式の買増しの規定を新設するものであります。併せて、単元未満株式の買増しの効力発生日について附則第4条を新設するものであります。
- (4)経営体制の変更により、取締役の役位、員数等について所要の変更を行うものであります。
- (5)上記の変更とともに、記載内容の簡潔化および明確化のため、一部字句の整備および条文番号の 改訂等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定): 平成 21 年 6 月 26 日(金曜日) 定款変更の効力発生日(予定): 平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)

現行定款	変更案	変更理由
(目的)	(目的)	当社の業容の拡大と
第2条(条文省略)	第2条(現行どおり)	事業の多角化に対応
(1)~(8)(条文省略)	(1)~(8)(現行どおり)	するため、現行定款
(9)ネオン看板、電飾看板および各種	(9)ネオン看板、電飾看板および各種	第2条(目的)につ
電子装置の企画、設計および施工	電子装置の企画、設計 <u>、</u> 施工 <u>運営</u>	いて所要の変更を行
	ー 管理および販売ならびにそれらに	うものです。
	画、設計、開発、販売およびリース	
(10)~(21)(条文省略)	(10)~(21)(現行どおり)	
(22)コンピュータシステムと通信ネ	(22)コンピュータシステムと通信ネッ	
ットワーク(インターネット、移	トワーク(インターネット、 移動体	
動体通信およびその他の電子的メ	通信およびその他の電子的メディ	
ディア等)を利用した通信販売 <u>お</u>	ア等)を利用した通信販売 <u>、</u> 配信サ	
<u>よび</u> 配信サービス	-ビス <u>および各種メディア事業</u>	
	(23)~(34)(現行どおり)	
(23)~(34)(条文省略)	(35)(現行どおり)	
(35)(条文省略)	~ (現行どおり)	
~ (条文省略)	19 食料品、 <u>酒類、</u> 化粧品、衣料品、衣	
19 食料品、化粧品、衣料品、衣料雑貨	料雑貨品、 <u>日用品雑貨、</u> スポーツ用	
品、スポーツ用品、美術品、装身具、	品、美術品、装身具、貴金属、福祉	
貴金属、福祉介護用具、事務用機械	介護用具、事務用機械器具、映像・	
器具、映像・音響機械器具、電気製	音響機械器具、電気製品、家具、室	
品、家具、室内装飾品、什器、医療	内装飾品、什器、医療用機械器具お	
用機械器具および医薬部外品の企	よび医薬部外品の企画、製造、輸出	
画、製造、輸出入、販売および販売	入、販売および販売の斡旋	
の斡旋	20~64(現行どおり)	
20 ~ 64 (条文省略)	65音声、映像等を記録したビデオテー	
65音声、映像等を記録したビデオテー	プ、DVD <u>、その他メディア</u> の製造 <u>、</u>	
プ、DVDの製造	<u>販売およびリース</u>	
	66 (現行どおり)	
66(条文省略)	(36)~(38)(現行どおり)	
(36)~(38)(条文省略)		

現行定款	変更案	変更理由
(株券の発行)	(削る)	株券電子化に伴い削
第7条 本会社は株式に係る株券を発		除するものです。
<u>行する。</u>		
(単元株式数)	(単元株式数)	条数の繰り上げを行
第 <u>7</u> 条 <u>の2</u> (条文省略)	第 <u>7</u> 条 (現行どおり)	うものです。
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u>	みなし規定(整備法
	第8条 本会社の株主は、その有する	第 86 条) により新設
	単元未満株式について、次に掲げる権	するものです。
	利以外の権利を行使することができな	なお、当社のみなし
	<u>ll</u>	定款に記載されてお
	(1)会社法第 189 条第2項各号に掲	ります「剰余金の配
	<u>げる権利</u>	当を受ける権利」に
	(2)会社法第 166 条第 1 項の規定に	ついては、本変更案
	よる請求をする権利	第8条(1)に含ま
	(3)株主の有する株式数に応じて募	れているため、削除
	集株式の割当ておよび募集新株予約権	いたします。また、
	の割当てを受ける権利	会社法第 166 条第 1
	<u>(4)次条に定める請求をする権利</u>	項の規定による請求
		をする権利を行使で
		きるよう規定を新設
		いたします。
(新設)	(単元未満株式の買増し)	株主の皆様へ便宜を
	第9条 本会社の単元未満株式を有す	図るため単元未満株
	る株主は、株式取扱規則に定めるとこ	式の買増し制度につ
	ろにより、その有する単元未満株式と	いて新設するもので
	併せて単元株式数となる数の株式を売	す。
	り渡すことを本会社に請求することが	
	<u>できる。</u>	

現行定款	变更案	変更理由
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)	株券電子化に伴い修
第 <u>8</u> 条 (条文省略)	第 <u>10</u> 条(現行どおり)	正し、併せて条数を2
2 .(条文省略)	2 .(現行どおり)	繰り下げるものです。
3 . 本会社の株主名簿 <u>(実質株主名簿</u>	3 . 本会社の株主名簿および新株予約	
を含む。以下同じ。) 株券喪失登録	権原簿 <u>の作成および備置き</u> 、その他	
<u>簿</u> および新株予約権原簿 <u>は、株主名</u>	<u>株主名簿</u> および新株予約権に関する	
簿管理人の事務取扱場所に備置き、	事務は、株主名簿管理人に委託し、	
株主名簿、株券喪失登録簿および新	本会社においては取扱わない。	
<u>株予約権原簿への記載または記録</u> 、		
その他 <u>株式</u> および新株予約権に関す		
る事務は、株主名簿管理人に委託し、		
本会社においては取扱わない。		
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)	株券電子化に伴い修
第 <u>9</u> 条 本会社 <u>が発行する株券の種類</u>	第 <u>11</u> 条 本会社 <u>の</u> 株式および新株予約	正し、併せて条数を2
ならびに株主名簿、株券喪失登録簿	権に関する取扱い、株主の権利行使	繰り下げるものです。
および新株予約権原簿への記載また	に際しての手続き等、およびその手	
<u>は記録、その他</u> 株式および新株予約	数料については、法令または定款に	
権に関する取扱い、株主の権利行使	定めるもののほか、取締役会におい	
に際しての手続き等、およびその手	て定める株式取扱規則による。	
数料については、法令または定款に		
定めるもののほか、取締役会におい		
て定める株式取扱規則による。		
(基準日)	(基準日)	株券電子化に伴い修
第10条 本会社は、毎年3月31日の最	第12条 本会社は、毎年3月31日の最	正し、併せて条数を2
終の株主名簿に <u>記載または</u> 記録され	終の株主名簿に記録された議決権を	繰り下げるものです。
た議決権を有する株主 <u>(実質株主を</u>	有する株主をもって、その事業年度に	
<u>含む。以下同じ。)</u> をもって、その事	関する定時株主総会において権利を	
業年度に関する定時株主総会におい	行使することができる株主とする。	
て権利を行使することができる株主		
とする。	2 .(現行どおり)	
2 .(条文省略)		
第 <u>11</u> 条 (条文省略)	第 <u>13</u> 条 (現行どおり)	条数を2繰り下げる
		ものです。

現行定款	変更案	変更理由
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)	経営体制の変更に伴
第12条 株主総会は、法令に別段の定	第14条 株主総会は、法令に別段の定	い、取締役会長および
めがある場合を除き、取締役会の決	めがある場合を除き、取締役会の決	取締役社長の表記を
議によって、取締役会長または取締	議によって、 <u>代表取締役</u> が招集し、	代表取締役に変更し、
<u>役社長</u> が招集し、議長となる。	議長となる。	併せて条数を2繰り
2 . 取締役会長および取締役社長に事	2. <u>代表取締役</u> に事故あるときは、あ	下げるものです。
故あるときは、あらかじめ取締役会	らかじめ取締役会で定めた順序によ	
で定めた順序により他の取締役が招	り他の取締役が招集し、議長となる。	
集し、議長となる。		
第 <u>13</u> 条~第 <u>17</u> 条 (条文省略)	第 <u>15</u> 条~第 <u>19</u> 条 (現行どおり)	条数を2ずつ繰り下
		げるものです。
(取締役の員数)	(取締役の員数)	経営体制の変更に伴
第 <u>18</u> 条 本会社の取締役は、 <u>20</u> 名以内	第20条 本会社の取締役は、15名以内	い、取締役の員数枠
とする。	とする。	の削減を行い、併せ
		て条数を2繰り下げ
		るものです。
第 <u>19</u> 条~第 <u>20</u> 条 (条文省略)	第 <u>21</u> 条~第 <u>22</u> 条 (現行どおり)	条数を2ずつ繰り下
		げるものです。
(代表取締役および <u>役付取締役</u>)	(代表取締役および <u>業務分担</u>)	経営体制の変更に伴
第21条 本会社は、取締役会の決議に	第23条 本会社は、取締役会の決議に	い役付取締役の規定
より、取締役社長1名を選定し、ま	<u>よって、取締役のなかから代表取締</u>	を変更するととも
た必要に応じて、取締役会長1名な	<u>役を選定する。代表取締役は</u> 若干名	に、業務担当の執行
らびに、取締役副社長、専務取締役	を選定することができる。	役員の規定を新設し
<u>および常務取締役各</u> 若干名を選定す		ます。併せて一部字
ることができる。		句の修正を行い、条
2. 取締役会長および取締役社長は、	2. 本会社は、取締役会の決議によっ	数を2繰り下げるも
本会社の代表取締役とする。また必	て、必要に応じ、代表取締役のなか	のです。
要に応じて、取締役会の決議により、	から代表取締役会長 1 名を選定する	
取締役副社長のうち若干名を代表取	<u>ことができる。</u>	
<u>締役に選定することができる。</u>		
3 .(条文省略)	3 .(現行どおり)	
4.(条文省略)	4 .(現行どおり)	
(新設)	5.本会社は、取締役会の決議によっ	
	て執行役員を置き、本会社の業務を分	
	担して執行させることができる。	

現行定款	変更案	変更理由
(取締役会の招集)	(取締役会の招集)	経営体制の変更に伴
第22条 取締役会は、法令に別段の定	第24条 取締役会は、法令に別段の定	い、取締役会長および
めがある場合を除き、 <u>取締役会長ま</u>	めがある場合を除き、 <u>代表取締役</u> が	取締役社長の表記を
<u>たは取締役社長</u> が招集し、議長とな	招集し、議長となる。ただし、改選	代表取締役に変更し、
る。ただし、改選後の最初の取締役	後の最初の取締役会は、各取締役が	併せて条数を2繰り
会は、各取締役が招集することがで	招集することができる。	下げるものです。
きる。		
2 . 取締役会長および取締役社長に事	2 . <u>代表取締役</u> に事故あるときは、あ	
故あるときは、あらかじめ取締役会	らかじめ取締役会で定めた順序によ	
で定めた順序により、他の取締役が	り、他の取締役が招集し、議長とな	
招集し、議長となる。	ప .	
3.(条文省略)	3 .(現行どおり)	
4.(条文省略)	4 .(現行どおり)	
第 <u>23</u> 条~第 <u>44</u> 条 (条文省略)	第 <u>25</u> 条~第 <u>46</u> 条 (現行どおり)	条数を2ずつ繰り下
		げるものです。
(期末配当金)	(期末配当金)	株券電子化に伴い修
第45条 本会社は、株主総会の決議に	第47条 本会社は、株主総会の決議に	正し、併せて条数を2
よって、毎年3月31日の最終の株主	よって、毎年3月31日の最終の株主	繰り下げるものです。
名簿に <u>記載または</u> 記録された株主ま	名簿に記録された株主または登録株	
たは登録株式質権者に対して、剰余	式質権者に対して、剰余金の配当を	
金の配当を行う。	行う。	
(中間配当金)	(中間配当金)	株券電子化に伴い修
第46条 本会社は、取締役会の決議に	第48条 本会社は、取締役会の決議に	正し、併せて条数を2
よって、毎年9月30日の最終の株主	よって、毎年9月30日の最終の株主	繰り下げるものです。
名簿に <u>記載または</u> 記録された株主ま	名簿に記録された株主または登録株	
たは登録株式質権者に対して、会社	式質権者に対して、会社法第 454 条	
法第 454 条第5項に定める剰余金の	第5項に定める剰余金の配当をする	
配当をすることができる。	ことができる。	
第 <u>47</u> 条 (条文省略)	第 <u>49</u> 条 (現行どおり)	条数を2繰り下げる
		ものです。

現行定款	変更案	変更理由
(新設)	<u>附則</u>	株券喪失登録簿は、
	第1条 本会社の株券喪失登録簿の作	株券電子化後1年間
	成および備置き、その他株券喪失登録	は、備置く必要があ
	簿に関する事務は、株主名簿管理人に	るため、附則第1条
	<u>委託し、本会社においては取扱わない。</u>	ないし附則第3条を
	第2条 本会社の株券喪失登録簿の記	新設するものです。
	載または記録については、法令または	単元未満株式の買増
	定款に定めるもののほか、取締役会に	しを平成 21 年 6 月
	おいて定める株式取扱規則による。	29 日から行うため、
	第3条 附則第1条ないし本条は、平	附則第4条を新設す
	成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成	るものです。
	22 年 1 月 6 日をもって削除する。	
	第4条 第9条(単元未満株式の買増	
	し)の規定は、平成 21 年 6 月 29 日を	
	<u>もって効力を生じるものとする。なお</u>	
	本条は、当該規定の効力発生をもって	
	削除する。_	

(注)本会社の発行済株式総数は、株式分割により、平成 21 年 1 月 4 日をもって、278 万 1,840 株から 2 億 7,818 万 4,000 株に変更されております。なお、平成 20 年 11 月 28 日付の書面決議により、 定款第 5 条に規定された本会社の発行可能株式総数は、平成 21 年 1 月 4 日をもって、1,100 万株 から 11 億株に変更されております。